

基安化発 0531 第 2 号
令和 4 年 5 月 31 日

別紙関係事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく化学物質等の表示及び文書交付制度については、平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和元年 7 月 25 日最終改正。以下「1号通達」という。）により示しているところですが、令和 4 年 5 月 31 日付けで労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以下「改正省令」という。）が公布されたこと等に伴い、1号通達を改正し、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(別紙)

一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
化成工業協会
農薬工業会
日本製薬団体連合会
日本製薬工業協会